

足利市人権教育推進本部設置要綱

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)の基本理念に則り、足利市における同和教育を中核とした人権教育に関する総合的かつ具体的施策の実施を推進するために、足利市人権教育推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事業を所掌する。

- (1) 人権教育に関する総合的施策の策定に関すること。
- (2) 人権教育施策の実施及び推進に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事業の実施及び推進に関すること。

(組織)

第3条 本部に本部長、副本部長及び部員を置く。

- 2 本部長は教育長とし、本部を代表し本部の事業を総理し、会議の議長となる。
- 3 副本部長は教育次長とし、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 部員は、次の各号に掲げる者のなかから、足利市教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係機関及び団体の役員

(推進部会)

第4条 様々な場において、市民一人ひとりが人権を学習することを推進するため、本部に、次の号に掲げる推進部会を置く。

- (1) 学校教育推進部会
 - (2) 社会教育推進部会
 - (3) 家庭教育推進部会
 - (4) 職場教育推進部会
- 2 本部が特に必要と認めるときは、前項に定める部会員等から本部長が指名する者をもって組織する特別部会を置くことができる。
 - 3 前項に定める推進部会員は、本部長が委嘱するものとし、部会ごとに部会員の互選により部会長、副部会長を置き、次の事務を担当する。
 - (1) 部会長は、部会の業務を総理し、部会を主宰する。
 - (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は必要に応じ本部長及び部会長が招集する。

2 前項に会議において、本部長及び部会長が必要と認めたときは、関係者に出席を求め意見を聞くことができる。

(報告)

第6条 推進部会及び特別部会において審議した事項及び実施した事業の状況については、随時本部長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、足利市教育委員会事務局が担任する。

2 本部に書記若干名を置き、本部長が任命する。

(委任)

第8条 この要綱に定めのない事項で、本部及び部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度の事業の会計に係る監査については、なお従前の例による。